春日川における水草対策マニュアル

令和5年3月 香川県 高松土木事務所

目次

第1章 春日川における水草対策マニュア	レの作成にあたって
1. 作成の背景と目的	
2.春日川の概況	
第2章 春日川における水草対策に関する基	
1. 目標の設定	3
2. 対象種	
3. 対象範囲	
4. 実施体制	
5. 水草対策計画	
6. 対策の基本的な考え方	
7. 対策を行う際の留意点	
8. 撤去した個体の取扱い方法	
9. モニタリング及び対策の検証・評価	
10. 普及啓発	
1 1 . 今後のスケジュール	
第3章 対策計画	
1. ヒシ(在来種)	14
1.1 ヒシの生態	14
1.2 ヒシの生育場所	
1.3 ヒシの予防策(一次対策)	
(1) 予防策の概要	
(2) パトロール	
(3)協議会開催	
(4)ホームページ掲載	
(5)モニタリング調査	
1.4 ヒシの防除策(二次対策)	
(1) 防除策の概要	
(2)撤去工事	
(3) 出水時にける堰の自動倒伏	
1.5 検証・評価	22

2. ホテイアオイ(外来種)	23
2.1 ホテイアオイの生態	23
2.2 ホテイアオイの生育場所【ヒシと同様】	24
2.3 ホテイアオイの予防策(一次対策)【ヒシと同様】	26
(1)予防策の概要	26
(2) パトロール	26
(3)協議会開催	26
(4)ホームページ掲載	26
(5)モニタリング調査	26
2.4 ホテイアオイの防除策(二次対策)【(2) 撤去工事がヒシと異な	る】 28
(1) 防除策の概要	28
(2)撤去工事	28
(3)出水時にける堰の自動倒伏	28
2.5 検証・評価	
3. 参考文献一覧	31
資料編 春日川における水草対策 Q&A	Meralist .
1. 春日川のヒシの繁茂状況はどうなっていますか?	
2. 春日川のホテイアオイの繁茂状況はどうなっていますか?	
3. 春日川周辺の水草の繁茂状況はどうなっていますか?	
4. 春日川の水質の状況はどうなっていますか?	
(1) 公共用水域水質調査結果	
(2) 現地水質調査結果	
(3) 水位と降雨量の関係	
(4) 水質測定項目の概要 (5) 水質に係る基準等	
(5) 水貝に徐る基準寺	
5. 春日川の悪臭の仏流はとつなつ (いますが?(1) 臭気測定結果	
(1) 吴丸測足桁未(2) 悪臭に係る基準等	
(2) 志美に係る基準等	
(1) 春日川におけるこれまでの水草対策	
(1) 各口川にのいるこれまでの小草対象(2) 他地域における水草対策	
(2) 他地域にのいる水草刈泉	
7. 各口川の河川放西央古列泉村別案急事業とはなんですが?	
9. 春日川水草対策流域検討会とはどういう組織ですか?	
9. 春日川小早刈泉川域快討云とはとういう組織とりが? 10. 春日川の水草対策についてのご意見(香川県農政水産部水産課)	
ェローロ川ツか干が水に フいてツこぶ元(日川宗辰以小圧叩小圧跡)	見付りり

第1章 春日川における水草対策マニュアルの作成にあたって

1. 作成の背景と目的

近年、春日川の中流域では、夏季に取水堰の湛水域においてホテイアオイ (外来種)やヒシ等の水草が著しく繁茂し、悪臭や景観悪化等の生活環境や自然環境への影響が生じる可能性が懸念される状況となっています。水草の繁茂 範囲は、平成 16 年の 23 号台風による被害に対する「河川激甚災害対策特別緊 急事業整備範囲 (L=2.5km)」の取水堰の湛水域を中心に、東山崎堰から 4 号 堰付近までの広い範囲に及んでいます。

このような状況の中で、香川県高松土木事務所は、春日川における水草繁茂の状況を把握し対策を実施していくために、関連機関・組織、学識経験者等による「春日川水草対策流域検討会」を設置し、取組みを進めてまいりました。

本マニュアルは、これまでの取組みの成果として、春日川における水草繁茂の状況や水草の情報、対策の実施方法等を取りまとめたものです。

2. 春日川の概況

春日川は、新川水系の一次支川にあたり、河川等級は二級河川となります。 流域面積は 62.9km^2 、流路延長は 15.12 km です(図 1.2-1)。

本マニュアルが対象とする範囲は、平成 16 年の 23 号台風による被害に対する「河川激甚災害対策特別緊急事業整備範囲(L=2.5km)」を含む、春日川中流域の東山崎堰上流から川北橋までの約 5.8km の範囲です(図 1.2-1)。

対象範囲には、激特工事で改修した東山崎堰、1号堰、2号堰、3号堰、4号堰を含む8つの堰及び11の橋が存在します(参照:図2.3-1、表2.3-1)。

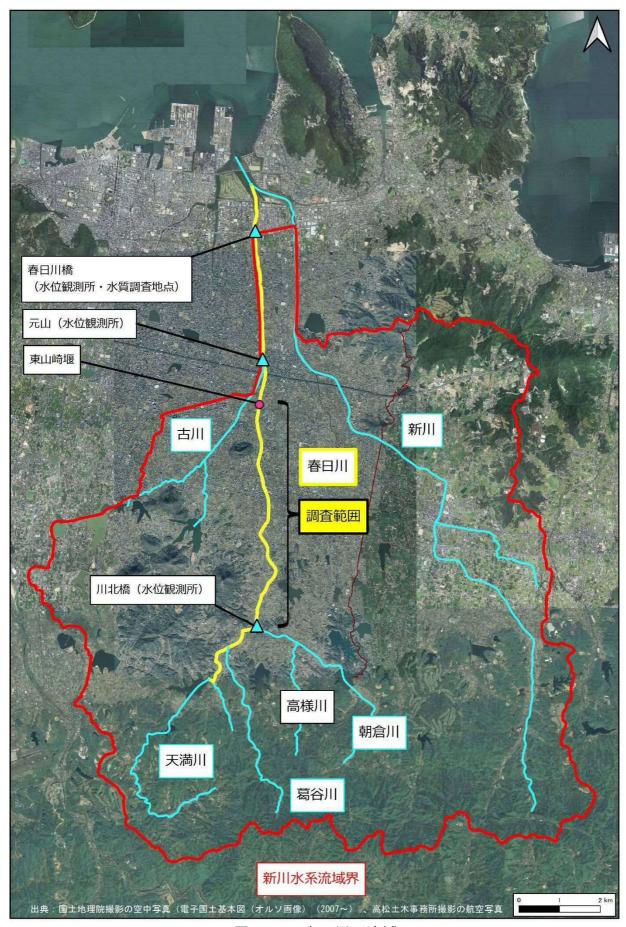


図 1.2-1 春日川の流域

第2章 春日川における水草対策に関する基本的な考え方

1. 目標の設定

1.1 関連計画の状況

「新川水系河川整備計画(香川県,平成23年)」では、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標として、3つの目標を掲げています。

【河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標】

(1)河川水の適正な利用に関する目標

新川および春日川は、慣行水利権に基づく多くの灌漑取水が行われているとともに、高松市の水道用水にも利用されている。この水利環境を維持・保全するため、**水利関係者との連携、調整に努める**ことを目標とする。

- (2) 河川環境の整備と保全に関する目標
 - ・水質の保全: 水質については、環境基準を達成していない状況であるため、**関** 係機関と連携し、地域の実情にあった生活排水処理施設を効率的、計画的に整 備するなど、水質の改善に努めることを目標とする。
 - ・動植物の生息・生育・繁殖環境の保全: 動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、新川水系の動植物の生息状況を把握し、新川水系の有する多様な生態系を保全することを目標とする。
- (3)河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、人と川のふれあいの場となるよう**親水性に配慮した整備を行い、住民が親しみやすい河川空間づくり**を目標とする。

出典:新川水系河川整備計画(香川県,平成23年)

また、春日川で平成 16 年から平成 21 年にかけて実施された「河川激甚災害対策特別緊急事業」では、3 つの基本的なテーマに基づき多自然型川づくりを進めてきた経緯があります。

【河川激甚災害対策特別緊急事業における基本テーマ】

- (1) 魚類の生息空間の拡大と連続性の確保
- (2) 改修済み区間との景観の連続性の確保
- (3) 改修によって失われる河畔林の復元

出典:春日川河川激特事業工事誌(香川県,平成23年)

1.2 基本方針

関連計画の状況をふまえ、本マニュアルにおける水草対策の基本目標を、以下のとおり定めます。

周辺住民・水利権者・漁業関係者・関連機関・河川管理者が 連携・協力し、早期発見・早期対策を図ることで 多様な生態系が保たれた住民が親しみやすい河川環境をめざします

1.3 植物の防除目標

「河川管理者のための外来植物防除対策解説書(案)」等を参考に、春日川に おける植物の防除目標を、以下のとおり定めます。

被害の影響低減

1.4 対策(撤去工事)の実施基準

水草の繁茂は周辺に正の影響を及ぼす場合と、負の影響を及ぼす場合があります。これまでのところ、春日川で確認されている負の影響は「水質変化・生息環境悪化等の自然環境への影響」、「害虫発生・悪臭発生・景観悪化等の生活環境への影響」であり(表 2.1-1)、この状況をふまえて、水草が繁茂した場合の対策(撤去工事)の実施基準及び実施場所を以下のとおり定めます。

対策(撤去工事)の実施基準

「緊急性の高い事象*が発生した場合」

* 緊急性の高い事象とは「治水」「自然環境」「生活環境」の面で 支障が出た場合とします(21pの表 3.1-4 参照)。

対策(撤去工事)の実施箇所

「緊急性の高い事象*がみられた場所」

- *緊急性の高い事象とは「治水」「自然環境」「生活環境」の面で 支障が出た場合とします。
- 注)繁茂した種がホテイアオイ等の外来種である場合は、撤去について関係機関と協議の上決定 します。また、外来種に対する対策が必要である理由を「資料編 春日川における水草対策 Q&A Q8.なぜ外来種対策を行う必要があるのですか?」に示します。

表 2.1-1 水草繁茂による効果と影響

			水草	繁茂による効果・影響		春日川で確認された効果・影響
			富栄養化抑制	水中または底泥から肥料となる栄養塩を吸収 するため、富栄養化を抑える。	×	現地水質調査では、水草繁茂箇所でT-N、T-Pが低くなる傾向なし。
			水質変化・ 生育環境改善	透明度が改善し、水中・湖底まで日光が届くようになるため、水草の育成を促す。	×	現地水質調査では、水草繁茂箇所 で濁度、SSが低くなる傾向なし。
交	力 昇	艮	生息環境提供	水生昆虫や稚魚の生息場所となる。	Δ	生物調査未実施。
			アオコ抑制	アオコを抑制する。	0	現地状況写真では、水草繁茂箇所 の水の着色(緑色)は少ない。
			護岸植生帯の 代替	消失した護岸植生帯の代替として機能する。	\triangle	生物調査未実施。
	治	水	開門支障	大量に繁茂した場合、水門、樋門・樋管等の 開門に支障が発生する。	×	開門の支障発生に関する情報な し。
	利	水	水質汚濁	枯死した植物体が分解されずに腐敗すると水質汚濁(SS、濁度、BOD、COD等)の原因となる。*特に上水で問題となる。	×	調査範囲に上水の取水なし。
	産	業	航行阻害	漁船や遊覧船の航行が困難になる。	×	調査範囲で船等の航行なし。
影響	自環		水質変化・ 生息環境悪化	水面を覆うほどに繁茂した場合、溶存酸素濃度、pHが低くなり、魚類等の他の生物の生存に影響を与える。	Δ	現地水質調査では、水草繁茂箇所でDO、pHが低下する傾向があるが、魚類等への影響は現時点では不明。
			害虫発生	ヒシの葉を食害する昆虫が増加し住宅地へ飛 来すると、洗濯物に付着することがある。	×	調査範囲周辺の住民からの情報なし。
	生環	活 境	悪臭発生	枯死した植物体が分解されずに腐敗すると悪 臭の原因となる。	0	調査範囲周辺の住民からの 少数の情報あり。
			景観悪化	大量に繁茂した場合、景観が悪くなる。	0	調査範囲周辺の住民からの 少数の情報あり。

: 令和2年以降、春日川で効果あるいは影響がみられた項目を示す。

2. 対象種

対象種は、春日川において繁茂する全ての水草(在来種・外来種)とします。なお、令和2年度~令和4年度には、ホテイアオイ(外来種)とヒシ(在来種)の繁茂が確認されております。

ホテイアオイ*(ミズアオイ科) Eichhornia crassipes



*環境省・農水省が作成する「生態系被害防止外来種リスト」に選定されている外来種です

ヒシ(ミゾハギ科) *Trapa japonica*



3. 対象範囲

本マニュアルが対象とする範囲は、平成 16 年の 23 号台風による被害に対する「河川激甚災害対策特別緊急事業整備範囲(L=2.5km)」を含む、春日川中流域の東山崎堰上流から川北橋までの約 5.8km の範囲です(図 1.2-1 参照)。

対象範囲には、激特工事で改修した東山崎堰、1号堰、2号堰、3号堰、4号堰を含む8つの堰及び11の橋が存在します(図2.3-1、表2.3-1)。

4. 実施体制

水草対策に係る実施体制は、以下のとおりとします(図 2.4-1)。

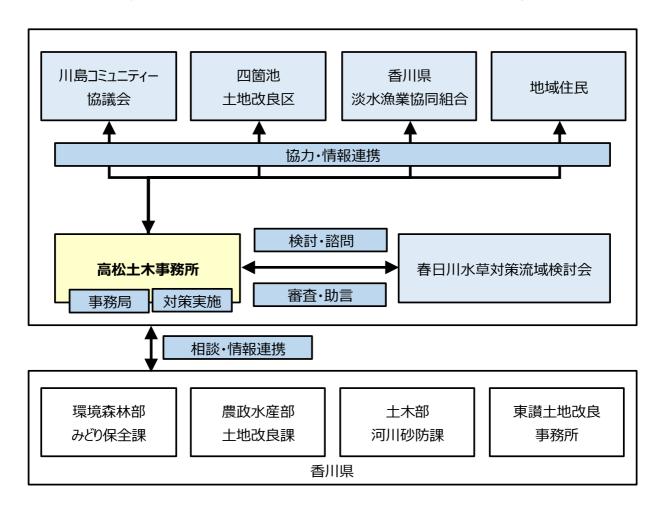


図 2.4-1 水草対策に係る実施体制



図 2.3-1 本マニュアルの対象範囲

表 2.3-1 春日川の河川概要

水系	名		新川水系	一次支川	河川等級			二級	河川			
流域	面積		62.9	km ²			豊水	1.00	m³/s			
本川	流路延長		15.1	2 km	推定流量	推定流量 平2		0.59	m³/s			
計画	高水流量	春日川橋	520	m³/s	低水			0.35	m³/s			
	古川合流点上流		420	m³/s			渇水	$0.18 \text{ m}^3/\text{s}$				
	名称	湛水面積	距離標	敷高	HWL	倒伏水位	倒伏水深	有効水位		経間	門数	有効貯水容量
		(推計 m²)		(EL m)	(EL m)	(EL m)	(水深 m)	(EL m)	(水深 m)	(m)	(門)	(概算 m³)
	東山崎堰	-	5k900	9.405	12.505	11.205	1.8	10.905	1.5	20.7	2門	15,500
	六条橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堰	1号堰	-	6k660	11.58	14.69	13.65	2.07	13.35	1.77	19.64	2門	17,600
128	川久保橋	-	6K840	-	-	-	-	-	-	-	-	-
橋	2号堰	-	7k055	12.71	15.82	15.11	2.4	14.81	2.1	20.25	2門	29,500
名	由良橋	-	7K200	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お	切戸橋	-	7K545	-	-	-	-	-	-	-	_	-
ぱ	3号堰	-	7k970	15.32	18.43	18.08	2.76	17.78	2.46	20.32	2門	38,400
び	川島橋	-	8K080	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湛	4号堰	-	8k640	17.24	20.35	20.35	3.11	20.17	2.93	20.92	2門	49,500
水	坂元橋	-	8K850	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一面	池田1号橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	荒井井堰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
等	池田橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
寸 	高野堰	-	10k550	24.95	27.315	25.8	0.85	25.6	0.65	19	1門	3,000
	上春日川橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	稗田橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	川北堰	-	11k730	29.2	31.3	30.9	1.7	30.6	1.4	22.8	1門	不明
	川北橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参考:春日川河川激特事業工事誌(平成 16 年 10 月台風)(平成 23 年 3 月 香川県高松土木事務所) 春日川河川改修工事多自然川づくり 資料作成業務(平成 19 年度 11 月 香川県高松土木事務所)

5. 水草対策計画

春日川における水草繁茂は、毎年、ヒシは5月頃~11月頃まで、ホテイアオイは5月頃~翌年2月頃までみられ、その後一旦収束する周期を繰り返しています。次年度以降も同様に水草の繁茂が想定されることから作業スケジュールを定めて実施することとします。水草対策計画フローを図2.5-1に示します。

1. 現状の把握

水草の生態・生育環境の特性及び現状の把握

2. 対策計画の立案

目標の設定

- ・水草対策の基本方針
- ・対策 (撤去工事) の実施基準の設定

対策手法(予防策・防除策)の設定

- ・河川管理者が実施する対策
- ・関係機関や地域との連携・協力が必要な対策
- ・情報連携
- ・普及啓発

3. 対策の実施

対策の具体的内容及び留意事項等

4. モニタリング

モニタリングの手法及び評価指標の設定

5. 検証及び評価

検証及び評価手法の設定

図 2.5-1 水草対策計画フロー

6. 対策の基本的な考え方

水草対策は、一次対策としての「予防策」と、二次対策としての「防除策」 に分けて実施します。

水草	予防策(一次対策)	水草が繁茂しない環境づくりに係る対策 予防的な対策
策	防除策 (二次対策)	繁茂した水草そのものに対する対策

6.1 予防策(一次対策)

繁茂した水草を除去する防除策を実施するには、多くの費用・時間・労力が必要となるため、これを未然に防ぐ予防策に取り組むことが水草対策にとって最も重要です。

河川管理者である高松土木事務所を中心に、関連機関や春日川水草対策流域 検討会間で情報共有・連携しながら、パトロールやモニタリングを実施し、状 況把握や対策方法の改善を図ってまいります。

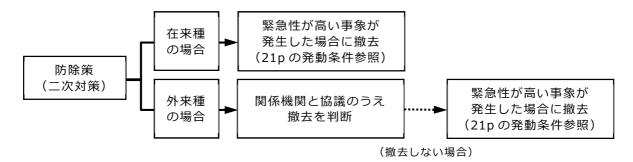
また、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」を地域住民の一人一人が心がけることや、水草繁茂の状況に気づくことができる人々が地域に多数いることは、予防策としても、早期発見・早期防除を行うためにも重要なことです。そこで、水草の生態情報、水草繁茂の状況、対策の内容や成果等について、香川県ホームページへの情報掲載等をとおして情報発信、普及啓発を行い、地域の方々に水草対策に関心を持っていただき、対策活動への理解・協力を得てまいります。

なお、予防策は在来種・外来種ともに共通の内容です。

6.2 防除策(二次対策)

水草繁茂が発生した場合、種別と繁茂状況を確認のうえ、その状況に適切に対応した防除策(二次対策)を実施します。防除策は、撤去工事による個体の除去、及び出水時における堰の自動倒伏による堰湛水域の水草繁茂の抑制とします。

これらの防除策の実施にあたっては、水質(水の濁りの発生)や利水環境に 影響が及ぶ可能性があることから、実施手法(撤去工事の工法等)や実施時期 等について、関連機関と協議しながら最適な方法を検討してまいります。



- 11 -

7. 対策を行う際の留意点

水草対策の実施にあたっては、以下の点に留意します。

- 地域住民への配慮
- 利水権利者・漁業関係者への配慮
- 対策実施場所に生息、生育する生物への配慮
- 外来生物の取扱い
- 地域間の連携
- 他河川の水草対策状況
- 関連法令・必要な許可申請等
- 作業時の安全管理

8. 撤去した個体の取扱い方法

対策(撤去工事)によって撤去した個体は、焼却または堆肥化により処分するものとします。処分方法については、今後の水草繁茂状況や撤去量等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

また、ホテイアオイ等の外来種の取扱いに際しては、拡散防止及び分布拡大 防止に十分配慮することとします。

9. モニタリング及び対策の検証・評価

対策の実施にあたっては、並行してモニタリングを実施し、状況把握や対策 効果の検証・評価を行います。また、評価結果に基づき対策手法について見直 しを行います。

10. 普及啓発

水草対策を継続して実施していくためには、関係機関や地域住民の理解と協力が不可欠です。地域の方々に水草対策に関心を持っていただき、対策活動への理解・協力を得ていくために、水草繁茂の状況、及び対策の内容や成果等について、積極的に情報を発信してまいります。

11. 今後のスケジュール

水草対策の今後のスケジュールを表 2.11-1 に示します。

表 2.11-1 今後のスケジュール

実施項目		年度														
		令和4年度			令和5年度以降											
		Ι <i>Σ</i> (Τ -Γμνεί		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1. 現状の把握																
2. 対策計画の立案																
3. 対策の実施																
予防策																
パトロール																
協議会開催	3	回実施	包		•		•	必要	要に	応じ	実施	■ 包		•		
ホームページ掲載																
モニタリング					•			必	要に	。 応じ	実方	■ I 包				
防除策																
撤去工事 出水時における堰の自動倒伏 4. 検証・評価						•		必要		応じ	■ 実が		•			
								必要	要に	応じ	·実於	恒				

: 令和4年度までに実施した項目

: 対策計画に基づき、令和5年度以降に実施する項目

第3章 対策計画

1. ヒシ(在来種)

1.1 ヒシの牛熊

ヒシは一年生の在来種で、水底に根を張り水面に葉を広げる浮葉植物です。



参考文献 注1)日本水生植物図鑑(昭和55年,大滝末男 石戸忠)

注2) 日本水草図鑑(角野康郎, 1994年)

1.2 ヒシの生育場所

ヒシは、湖沼、ため池、河川・水路の淀み等に生育するとされています。 春日川では、水深が深い場所、水が淀んでいる場所、日当たりが良い場所等で、ヒシの繁茂が確認されています(表 3.1-1、図 3.1-1)。

表 3.1-1 春日川においてヒシが繁茂している場所

繁茂している場所	繁茂していない場所
水深が深い場所	水深が浅い場所
(水深 1~3m 程度の場所)	(川底が目視できる場所)
水が淀んでいる場所	水の流れがある場所
(堰の上流側等)	(水路からの流入等)
日当たりが良い場所	日陰 (橋の下等)
水面が広く開けており	開けた水面が狭く
他の水辺植生が少ない場所	他の水辺植生が繁茂している場所
(堰の上流側、水深の深い場所等)	(堰の下流側、水深の浅い場所等)

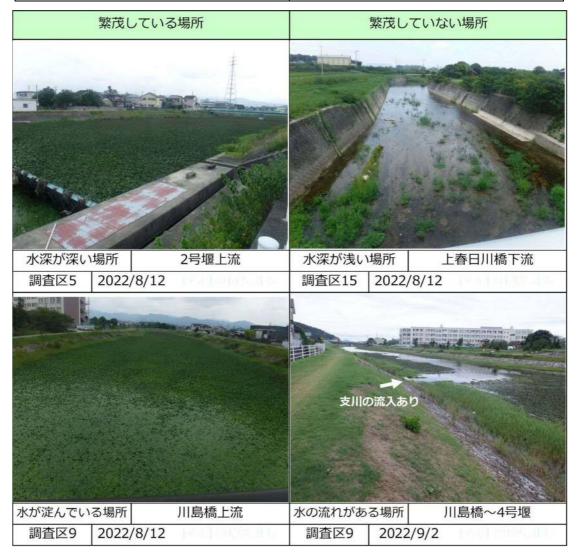


図 3.1-1(1) 春日川においてヒシが繁茂している場所の状況(1/2)



図 3.1-1(2) 春日川においてヒシが繁茂している場所の状況(1/2)

1.3 ヒシの予防策(一次対策)

(1) 予防策の概要

ヒシ予防策(その他の在来種が繁茂した場合を含む)の概要を表 3.1-2 に示します。

(2) パトロール

ヒシの繁茂が想定される5月~11月頃までの期間、東山崎堰から川北橋の区間、及び春日川の主な水源であるため池において、水草繁茂状況を確認するためのパトロールを実施します。実施主体は、高松土木事務所に加え、四箇池土地改良区、及び川島地区コミュニティ協議会とし、これらの組織及び地域住民からの情報提供も活用し、水草繁茂状況を把握することとします。

(3) 協議会開催

令和4年度に設立した「春日川水草対策流域検討会」について、引き続き高松土 木事務所が事務局となり、必要に応じて開催し、水草対策についての情報共有、対 策方法改善の検討を行ってまいります。

(4) ホームページ掲載

香川県ホームページに春日川における水草の生態や対策状況等を掲載し、地域住民や関連機関の方々への普及啓発、状況報告などを行ってまいります。

(5) モニタリング

水草の繁茂状況、生活環境への影響 (悪臭や景観悪化等)や自然環境への影響 (水質悪化や他の生物の生育・生息環境悪化)を把握するため、パトロールや現地調査等をとおしてモニタリングを実施します。

表 3.1-2 ヒシ予防策 (その他の在来種が繁茂した場合を含む)の概要

											実施	È体					
					事務局 注1)	関連	基機関	注2)	住	民	香川県 注3)		県 ^{注3)}		学		
区分	予!	坊策	内 容	期間	区間	頻度	高 松 土 木	四箇池	川島コミ	漁業組合	地域住民	香川県民	みどり保全課	土地改良課	河川砂防課	東讃土地改良	識経験者
	パトロール		水草繁茂状況について 目視確認・写真撮影	5月~11月頃	・東山崎堰から川北橋の間の堰、 橋の上下流・春日川の水源ため池(坂瀬池、 公渕池、城池、松尾池、神内池、 神内上池)	月1回程度 *水草繁茂状況や情報提 供量により適宜変更	0	0	0		0	0					
	協議会開催		春日川水草対策流域検討会を開催し、情報共有と対策方法改善の検討	必要に応じ実施	_	マニュアルの変更等 関係者の意見を聞く 必要がある場合	0	0	0	0			0	0	0	0	0
予	ホームページ掲載		香川県ホームページに水草対策 状況等を掲載し、普及啓発・状 況報告	随時実施 (年1~2回程度)	_	随時閲覧可 (モニタリング状況に 応じて更新)	0										
防 策	モニタリング	水草繁茂状況	パトロール時に水草繁茂状況を確認	パトロールと 同様	パトロールと 同様	パトロールと 同様	0	0	0		0	0					
(一次的対策)		水質	①公共用水域水質測定 結果の整理 ②現地調査* ・水温、pH、DO、EC、濁度、 SS、BOD、COD、全窒素、 全窒素 *公共用水域水質測定に追加調 査が可能か確認。	水草の繁茂状況等 に応じ実施	以下の区間のうち2地点(水草の繁茂 箇所・繁茂していない箇所) ・東山崎堰から川北橋の間の堰の 温水域 ・春日川の水源ため池(坂瀬池、 公渕池、城池、松尾池、神内池、 神内上池)	①年2回程度 ②現地調査:不定期 ・魚類斃死等の他の生物 への影響が確認された 時 ・高松土木事務所にて 必要と判断した時	0										
		生物	パトロール時に魚類斃死状況等 を確認	パトロールと 同様	パトロールと 同様	パトロールと 同様	0	0	0		0	0					
		臭気	臭気指数の測定	水草の繁茂状況等 に応じ実施	以下の区間のうち水草の繁茂箇所 ・東山崎堰から川北橋の間	不定期 ・高松土木事務所にて 必要と判断した時	0										
		雨量・水位	①雨量・河川水位の観測 結果の整理 ②気象状況の確認	水草の繁茂状況等に応じ実施	・降雨データ:高松地方気象台 ・河川水位データ:春日川橋、 元山、川北橋 ・気象状況:気象庁ホームページ	①年2回程度 ②随時確認	0										

注1) 事務局の「高松土木」は高松土木事務所を指す。

注2) 関連機関の「四箇池」は四箇池土地改良区、「川島コミ」は川島コミュニティ協議会、「漁業組合」は香川県淡水漁業組合を指す。

注3)香川県の「みどり保全課」は香川県環境森林部みどり保全課、「土地改良課」は香川県農政水産部土地改良課、「河川砂防課」は香川県土木部河川砂防課、「東讃土地改良」は香川県東讃土地改良事務所を指す。

1.4 ヒシの防除策(二次対策)

(1) 防除策の概要

ヒシ防除策(その他の在来種が繁茂した場合を含む)の概要を表 3.1-3 に示します。

(2) 撤去工事

ヒシ(在来種)については、緊急性の高い事象が発生した場合、撤去工事を実施することとしています(第2章 1.4 対策(撤去工事)の実施基準参照)。そこで、緊急性の高い事象に該当する「治水」、「自然環境」、「生活環境」への支障それぞれについて、表3.1-4の発動条件に従って撤去工事を実施します。

また、撤去工事は高松土木事務所が主体となり実施しますが、工事実施にあたり、 堰の管理や流入水路の清掃等については関連機関と連携しながら取り組むことと します。

令和4年度現在、ヒシの撤去工事の手法については、撤去工事の効果に加え、実施可能性や作業効率、水質等への工事影響を勘案し、試行錯誤しながら実施しています。工事手法については、今後も工事実施状況や工事後の水草繁茂状況等の知見を蓄積し、最適な手法を検討してまいります。

なお、これまでの実績から、ヒシは、繁茂の初期段階で撤去工事を実施しても水 底に根が残っていると再繁茂することが分かっています。

(これまでに実施した撤去工事手法)

- ・秋(9~10 月頃)のヒシが枯死し始める時期に、岸から専用の重機でヒシの上部をかき集め、引き上げて回収する(令和3年度実施)。令和4年度は、夏から秋(7~10月頃)に同様の手法で撤去した。
- ・春(5月)のヒシが繁茂し始める時期に、ボートを使用し人力でヒシの上部をかき集め、引き上げて回収する(令和4年度実施)。



・春(5月)のヒシが繁茂し始める時期に、岸からバタ角(浮き)とチェーンを引いてヒシの上部をかき集め、引き上げて回収する(令和4年度実施)。

(3) 出水時における堰の自動倒伏

出水時における堰の自動倒伏による水の流れを利用して、堰湛水域の水草繁茂の抑制を図ります。実施にあたっては、東山崎堰及び1号堰~4号堰を管理している四箇池土地改良区と連携し、利水状況に配慮しながら検討します。

表 3.1-3 ヒシ防除策 (その他の在来種が繁茂した場合を含む)の概要

				中华十十						実施主	:体					\neg
		実施方法				事務局 ^{注1)}	関連	関連機関 ^{注2)}		(2) 住民		:	香川県 ^{注3)}			学
						高	四	Ш	漁	地	香	み			東	識
区分	防除策					松	箇	島	業	域	Ш	ا ک	地	/''	讃土	経
		内 容	期間	区間	頻度	土	池		組	住	県	り保		砂	地	験
						木		Ξ	合	民	民	全	良	防	改	者
												課	課	課	良	
防																
除					・緊急性の高い事象が											
策	撤去工事	個件の除土取が加入	シ亜に広い宝佐	取 会性の言い声色が変化した答託	発生した場合											
		個体の除去及び処分	必安に心し夫他	緊急性の高い事象が発生した箇所	発動条件を満たした	0										
=					場合											
次																
的																
対																
策	出水時における堰の自動倒伏	出水時における堰の自動倒伏	必要に応じ実施 	東山崎堰、1~4号堰	出水時		0									

- 注1) 事務局の「高松土木」は高松土木事務所を指す。
- 注2) 関連機関の「四箇池」は四箇池土地改良区、「川島コミ」は川島コミュニティ協議会、「漁業組合」は香川県淡水漁業組合を指す。
- 注3)香川県の「みどり保全課」は香川県環境森林部みどり保全課、「土地改良課」は香川県農政水産部土地改良課、「河川砂防課」は香川県土木部河川砂防課、「東讃土地改良」は香川県東讃土地改良事務所を指す。

表 3.1-4 撤去工事の発動条件(ヒシ[在来種])

_	K草繁茂 よる影響	春日川の 影響有無	 撤去工事の発動条件 	撤去工事 実施位置
治水	開門支障	×	開門等の治水に係る影響があるとの連絡・情報があり、実際に治水上支障があること が確認された時、又は、パトロール時にそのような状況を確認した時	
自然環境	水質変化 生息環境 悪化	△	(STEP1) <u>魚類等の斃死があるとの連絡・情報</u> がある時、又は、 <u>パトロール時に</u> そのような状況を確認した時。(魚類等の斃死、水草繁茂状況等について、漁業組合、保健所等の関係機関との情報連携を行う) ↓ (STEP2) 地元漁協組合、保健所等の関係機関に通報連絡し指示を受けた上、 関係機関において斃死の原因が酸素欠乏であると特定され、さらに 酸素欠乏の原因が水草繁茂であると判明した場合	緊急性の高い 事象がみられ た場所
生	悪臭発生	0	(STEP1) <u>県民からの連絡・情報が複数</u> ある時、又は、 <u>パトロール時にそのような</u> <u>状況を確認</u> した時 ↓	, rc-2011
活環境	景観悪化	0	(STEP2) <u>高松土木事務所ホームページに協議会の対策取組み状況や、パトロールの</u> <u>結果、水草の生態等を掲載</u> する。 ↓ (STEP3) <u>高松土木事務所にて必要と判断</u> した時。	

1.5 検証・評価

パトロールにおいて、水草の繁茂状況は以下の 3 段階に区分して確認します (表 3.1-5、図 3.1-2)。

対策の効果の検証・評価には、この水草繁茂レベルを使用し、当年の水草繁茂レベルと実施した対策、モニタリングの結果から水草繁茂の原因を検証し、翌年以降の対策に役立てるものとします。

なお、水草繁茂レベルについては、今後、パトロール実績や知見を積み重ねることにより、水面が見える割合を詳細に区分する等、精度の向上を図るものとします。

人 511	このが、中部ので、 のこの、曲ので、 の
水草繁茂レベル	水面の状況
レベル 2	水草が水面一面に繁茂している状況
レベル 1	水草は繁茂しているが一部水面が見える状況
レベル 0	水面全体が見える状況

表 3.1-5 水草繁茂レベルと水面の状況



図 3.1-2 水草繁茂レベルと水面の状況

2. ホテイアオイ(外来種)

2.1 ホテイアオイの生態

ホテイアオイは多年生の外来種で浮遊植物です。クローン成長します。



参考文献 注1) 国立環境研究所:侵入生物データベース

注2) 河川における外来植物対策の手引き(平成25年,国土交通省)

2.2 ホテイアオイの生育場所【ヒシと同様】

ホテイアオイは、湖沼、ため池、河川・水路等に生育するとされています。 春日川では、水深が深い場所、水が淀んでいる場所、日当たりが良い場所等 で、ホテイアオイの繁茂が確認されています(表 3.2-1、図 3.2-1)。

表 3.2-1 春日川においてホテイアオイが繁茂している場所

繁茂している場所	繁茂していない場所
水深が深い場所	水深が浅い場所
(水深 1~3m 程度の場所)	(川底が目視できる場所)
水が淀んでいる場所	水の流れがある場所
(堰の上流側等)	(水路からの流入等)
日当たりが良い場所	日陰 (橋の下等)
水面が広く開けており	開けた水面が狭く
他の水辺植生が少ない場所	他の水辺植生が繁茂している場所
(堰の上流側、水深の深い場所等)	(堰の下流側、水深の浅い場所等)



図 3.2-1(1) 春日川においてホテイアオイが繁茂している場所の状況(1/2)



図 3.2-1(2) 春日川においてホテイアオイが繁茂している場所の状況(1/2)

2.3 ホテイアオイの予防策(一次対策)【ヒシと同様】

(1) 予防策の概要

ホテイアオイ予防策(その他の外来種が繁茂した場合を含む)の概要を表 3.2-2 に示します。

ホテイアオイに対する予防策は、基本的にヒシに対する予防策と同様とします。 今後、知見を積み重ねることにより、ホテイアオイにより有効な予防策が見いだされた場合は、対策計画を見直すものとします。

(2) パトロール

ホテイアオイの繁茂が想定される5月~11月頃までの期間、東山崎堰から川北橋の区間、及び春日川の主な水源であるため池において、水草繁茂状況を確認するためのパトロールを実施します。実施主体は、高松土木事務所に加え、四箇池土地改良区、及び川島地区コミュニティ協議会とし、これらの組織及び地域住民からの情報提供も活用し、水草繁茂状況を把握することとします。

(3) 協議会開催

令和4年度に設立した「春日川水草対策流域検討会」について、引き続き高松土 木事務所が事務局となり、必要に応じて開催し、水草対策についての情報共有、対 策方法改善の検討を行ってまいります。

(4) ホームページ掲載

香川県ホームページに春日川における水草の生態や対策状況等を掲載し、地域 住民や関連機関の方々への普及啓発、状況報告などを行ってまいります。

(5) モニタリング

水草の繁茂状況、生活環境への影響(悪臭や景観悪化等)や自然環境への影響(水質悪化や他の生物の生育・生息環境悪化)を把握するため、パトロールや現地調査等をとおしてモニタリングを実施します。

表 3.2-2 ホテイアオイ予防策(その他の外来種が繁茂した場合を含む)の概要

					中佐ナンナ		実施主体 事務局 ^{注1)} 関連機関 ^{注2)} 住民 香川県 ^{注3)}										
				実施方法					関連機関 ^{注2)}		住民		香川県 ^注		具 ^{注3)}		学
区分	予防策		内 容	期間	区間	頻度	高松土木	四箇池	川島コミ	漁業組合	地域住民	香川県民	みどり保全課	土地改良課	河川砂防課	東讃土地改良	識経験者
	パトロール		水草繁茂状況について 目視確認・写真撮影	5月~11月頃	・東山崎堰から川北橋の間の堰、 橋の上下流・春日川の水源ため池(坂瀬池、 公渕池、城池、松尾池、神内池、 神内上池)	月1回程度 *水草繁茂状況や情報提 供量により適宜変更	0	0	0		0	0					
	協議会開催		春日川水草対策流域検討会を開催し、情報共有と対策方法改善 の検討	必要に応じ実施	-	マニュアルの変更等 関係者の意見を聞く 必要がある場合	0	0	0	0			0	0	0	0	0
予	ホームページ掲載		香川県ホームページに水草対策 状況等を掲載し、普及啓発・状 況報告	随時実施 (年1~2回程度)	-	随時閲覧可 (モニタリング状況に 応じて更新)	0										
防 策	モニタリング	水草繁茂状況	パトロール時に水草繁茂状況を確認	パトロールと 同様	パトロールと 同様	パトロールと 同様	0	0	0		0	0					
(一次的対策)		水質	①公共用水域水質測定 結果の整理 ②現地調査* ・水温、pH、DO、EC、濁度、 SS、BOD、COD、全窒素、 全窒素 *公共用水域水質測定に追加調 査が可能か確認。	水草の繁茂状況等に応じ実施	以下の区間のうち2地点(水草の繁茂箇所・繁茂していない箇所) ・東山崎堰から川北橋の間の堰の	①年2回程度 ②現地調査:不定期 ・魚類斃死等の他の生物 への影響が確認された 時 ・高松土木事務所にて 必要と判断した時	0										
		生物	パトロール時に魚類斃死状況等 を確認	パトロールと 同様	パトロールと 同様	パトロールと 同様	0	0	0		0	0					
		臭気	臭気指数の測定	水草の繁茂状況等 に応じ実施	以下の区間のうち水草の繁茂箇所 ・東山崎堰から川北橋の間	不定期 ・高松土木事務所にて 必要と判断した時	0										
		雨量・水位	①雨量・河川水位の観測 結果の整理 ②気象状況の確認	水草の繁茂状況等 に応じ実施	・降雨データ:高松地方気象台 ・河川水位データ:春日川橋、 元山、川北橋 ・気象状況:気象庁ホームページ	①年2回程度 ②随時確認	0										

注1) 事務局の「高松土木」は高松土木事務所を指す。

注2) 関連機関の「四箇池」は四箇池土地改良区、「川島コミ」は川島コミュニティ協議会、「漁業組合」は香川県淡水漁業組合を指す。

注3)香川県の「みどり保全課」は香川県環境森林部みどり保全課、「土地改良課」は香川県農政水産部土地改良課、「河川砂防課」は香川県土木部河川砂防課、「東讃土地改良」は香川県東讃土地改良事務所を指す。

2.4 ホテイアオイの防除策(二次対策)【(2)撤去工事がヒシと異なる】

(1) 防除策の概要

ホテイアオイ防除策(その他の外来種が繁茂した場合を含む)の概要を表 3.2-3 に示します。

(2) 撤去工事

ホテイアオイ等の外来種が繁茂した場合は、撤去について関係機関と協議の上 決定します。なお、協議の上、撤去しなかった場合についても、撤去工事の発動条件を満たせば撤去を行うものとします。

また、撤去工事は高松土木事務所が主体となり実施しますが、工事実施にあたり、 堰の管理や流入水路の清掃等については関連機関と連携しながら取り組むことと します。

令和 4 年度現在、ホテイアオイの撤去工事の手法については、撤去工事の効果に加え、実施可能性や作業効率、水質等への工事影響を勘案し、試行錯誤しながら 実施しています。工事手法については、今後も工事実施状況や工事後の水草繁茂状況等の知見を蓄積し、最適な手法を検討してまいります。

(これまでに実施した撤去工事手法)

・水位が低下する秋から冬(9月~3月 頃)の時期に、高水敷・低水路に重機 (バックホウ)を搬入し、ホテイアオ イを回収、撤去する(令和2年度実施)。



(3) 出水時における堰の自動倒伏

出水時における堰の自動倒伏による水の流れを利用して、堰湛水域の水草繁茂の抑制を図ります。実施にあたっては、東山崎堰及び1号堰~4号堰を管理している四箇池土地改良区と連携し、利水状況に配慮しながら検討します。

なお、ホテイアオイは浮遊植物であるため、ヒシよりも水の流れを利用した防除 策が有効である可能性が高いと考えられます。

表 3.2-3 ホテイアオイ防除策 (その他の外来種が繁茂した場合を含む)の概要

	実施主							体								
		実施方法				事務局 注1)	関連	車機関	注2)	住民		香川県 ^{注3)}				学
	防除策	内 容	期間	区間	頻度	高	四	Ш	漁	地	香	み	土	河	東	識
区分						松	箇	島	業	域	Ш	تع د	地	Ш	讃	経
						土	池		組	住	県	り 保	改	砂	土地	験
						木		Ξ	合	民	民	全	良	防	改	者
												課	課	課	良	
二次	撤去工事	個体の除去及び処分	必要に応じ実施	外来種の繁茂がみられる箇所 緊急性の高い事象が発生した箇所	・関連機関等と協議の上 必要と認められた場合 ・発動条件を満たした 場合	0	0									
対策)	出水時における堰の自動倒伏	出水時における堰の自動倒伏	必要に応じ実施	東山崎堰、1~4号堰	出水時		0									

- 注1) 事務局の「高松土木」は高松土木事務所を指す。
- 注2) 関連機関の「四箇池」は四箇池土地改良区、「川島コミ」は川島コミュニティ協議会、「漁業組合」は香川県淡水漁業組合を指す。
- 注3) 香川県の「みどり保全課」は香川県環境森林部みどり保全課、「土地改良課」は香川県農政水産部土地改良課、「河川砂防課」は香川県土木部河川砂防課、「東讃土地改良」は香川県東讃土地改良事務所を指す。

2.5 検証・評価

パトロールにおいて、水草の繁茂状況は以下の3段階に区分して確認します(表3.2-4、図3.2-2)。

対策の効果の検証・評価には、この水草繁茂レベルを使用し、当年の水草繁茂レベルと実施した対策、モニタリングの結果から水草繁茂の原因を検証し、翌年以降の対策に役立てるものとします。

なお、水草繁茂レベルについては、今後、パトロール実績や知見を積み重ねることにより、水面が見える割合を詳細に区分する等、精度の向上を図るものとします。

と 312 1 が中泉がレージとの、曲の下が										
水草繁茂レベル	水面の状況									
レベル 2	水草が水面一面に繁茂している状況									
レベル 1	水草は繁茂しているが一部水面が見える状況									
レベル 0	水面全体が見える状況									

表 3.2-4 水草繁茂レベルと水面の状況



図 3.2-2 水草繁茂レベルと水面の状況

3. 参考文献一覧

- 1) 香川県, 公共用水域水質測定結果(令和 2 年度), 香川県ホームページ, https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/rei2su isitu.html, 2022-11-20 (閲覧).
- 2) 採水・採泥マニュアル (案), 国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川管 理課 四国技術事務所, 平成 31 年 3 月.
- 3) 河川水質試験方法(案), 国土交通省 水質連絡会, 平成 21年3月.
- 4) 水質汚濁に係る環境基準について(平成31年3月20日 環境省告示第46号),環境省,平成31年3月.
- 5) 水産用水基準:2018 年版,公益社団法人日本水産資源保護協会,2018年.
- 6) 湖沼工学(平成 2 年(1991), 岩佐義朗編著, p224, 山海堂, 1991.
- 7) ダム貯水池水質調査要領,国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課,pIV -142,国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課,平成 27年3月.
- 8) 臭気対策行政ガイドブック,環境省,平成14年.
- 9) 悪臭防止法パンフレット, 臭気強度と濃度の関係(単位:ppm), 環境省.
- 10) 事業認定申請書(参考資料)二級河川新川水系春日川河川激特事業,香川県,平成17年7月.
- 11) 春日川河川激特事業工事誌,香川県,平成23年3月.
- 12) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要,環境省ホームページ, https://www.env.go.jp/content/000038130.pdf, 2022-11-20 (閲覧).
- 13) 地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック(案),3p,国土交通省,令 和3年7月.
- 14) 異常繁殖する水草処理方法について,建設マネジメント技術,2012年11月, 月号,2012年11月.
- 15) 異常繁殖する水草処理方法の検討「旧吉野川・今切川の水草対策検討における中間調査結果について」,四国技法,第10巻20号,平成23年1月.
- 16) 国土技術政策総合研究所資料 No.972.
- 17) 三方五湖自然再生事業 三方湖ヒシ対策ガイドライン, 三方五湖自然再生協議会 外来生物等対策部会, 平成28年3月.
- 18) 宍道湖に係る水草対策会議議事次第,国土交通省 出雲河川事務所,令和4 年5月.
- 19) 令和3年度諏訪湖ヒシ除去作業について, 諏訪市, 令和3年6月.